

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和2年10月12日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	秋田県
3. 市区町村名	秋田市
4. 届出番号	6
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.city.akita.lg.jp/kurashi/mynumber/1002708.html

執行機関名 秋田市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
① 事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	福祉医療費受給者証の交付に関する事務であって規則で定めるもの(ひとり親等)
② 番号法別表第1の項	7	
③ 番号法別表第2の項	9	
④ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		秋田市個人番号の利用に関する条例 別表第1 第5の項 福祉医療費受給者証の交付に関する事務であって規則で定めるもの

⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第1条	秋田市ひとり親家庭等児童福祉医療費支給要綱第1条および第2条第3項
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 <u>全ての児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健全な成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。</u>	第1条 この要綱は、 <u>本市の福祉医療制度による医療費の自己負担額に対する助成金(以下「福祉医療費」という。)</u> のうち、 <u>ひとり親等又は養育者が監護する児童に係るものの支給に関し必要な事項を定めるものとする。</u> 第2条 3 この要綱において「 <u>児童</u> 」とは、 <u>18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者をいう。</u>
⑦独自利用事務の関連規範		秋田市ひとり親家庭等児童福祉医療費支給要綱